主 文 本判決中有罪の部分を破棄する。 被告人を懲役一年に処する。 原審未決勾留日数中三十日を右本刑に算入する。 昭和二十四年三月十八日附起訴状の追公訴はこれを棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人松永東、同小山胖共同作成名義控訴趣意書と題する書面記載の通りである。これに対し当裁判所は左の如く判決する。

論旨第一点について。

刑事訴訟法第二百五十六条に起訴状には公訴事実を記載すべきこと、公訴事法第二百五を為すべきことを明示するには目的、及び方趣を記載すると、公訴事法を記載すると、公訴事法を記載すると、公訴事法を記述した。というである。それである。それである。それである。それが特定であるが特定であるがは、これがである。であるが特定であるがは、これがである。が特定とよれて、これがである。が特定とよいであるがは無効である。であるがら数個の訴因をであるから数個の訴因とこれが表してのとのの間には混淆のないには一括数個に記載された事実が法律とのである場合に記載された事実が法律による場合に記載された事実が法律による場合に記載された事実が法律による場合に記載された事実が法律による場合に記載された事実が法律による場合に記載されるのである。このも、右数個に記載された事実が法律についても同る。

〈要旨〉さて昭和二十四年三月十八日附の追起訴状の記載を見るとその公訴事実と して「被告人は昭和二十三年十二月〈/要旨〉二十八日頃及び昭和二十四年一月七日頃 の二回に亘り東京都中央区ab丁目c番地A株式会社倉庫に於て同会社所有の小型 自動車タイヤ四本バルーンタイヤ七本(合計時価三万六千円相当)を窃取したものである」と記載されていること論旨指摘の通りである。しかうして右公訴事実の十二月二十八日の窃盗と一月七日の窃盗とは連続犯の規定が削除された今日では一罪を構成しないから右起訴状には二個の窃盗の訴因が含まれていると解するのが相当 であるが、右十二月二十八日の窃盗の目的物が何であるかその数量が幾何である か、従つて一月七日の窃盗の目的物、数量が何であるかも全く不明であるから各訴 因は特定していないというべきである。素より訴因の特定ということは全体として の訴因の特定のことで訴因を特定させる因子ともいうべき日時、場所、方法、目的 物等の個々の特定をいうのでないからその各因子の或るものに不特定の部分があつ でも他の因子と相待つて訴因全体として特定して他の訴因と区別できる程度に、その同一性を認識させれば足るのであつてこのことは当裁判所(刑事十二部)の判例の示すところであるが(昭和二四年(を)新第九六六号同年十一月十五日判決)本件起訴は右判例の場合と異なつて十二月二十八日及び一月七日の窃盗の目的物が小 型自動車タイヤ四本バルーンタイヤ七本のうちの何ものかであることが判るだけで 右各窃盗の目的物は特定していない。しかも犯罪の日時も単に年月日だけを記載し てあつて時間の点迄記載してないから仮りに右十二月二十八日の午前十時頃判示場所で被告人が小型自動車タイヤニ本の窃取したという起訴が既にあつたとすると本件十二月二十八日の起訴は右十二月二十八日の午前中の起訴と同一であるかどうか 区別できないのである。かようなわけであるから本件起訴状記載の訴因は不特定な 訴因というべきである。以上の理由によつて右公訴は不適法で無効なものと認め これを有効なものとして受理した原判決はこの点において破棄せらるべきもの る。 である。

論旨第二点は右の公訴事実に関するもので右の点で原判決を破棄する以上これに対する判断は不必要であるから省略する。しかうして本件は自判するに適すると認めるから刑事訴訟法第三百七十八条第二号第三百九十七条第四百条但書に従つて自判する。原判決が証拠によつて認定した事実から前記の如く起訴の不適法によつて公訴を棄却すべき部分を除けば、 被告人は昭和十八年九月二十二日東京区裁判所で窃盗罪により懲役二年五年間執

被告人は昭和十八年九月二十二日東京区裁判所で窃盗罪により懲役二年五年間執行猶予、昭和十九年四月二十八日郡山区裁判所で窃盗罪により懲役一年の各判決の 言渡を受け右執行猶予の言渡は取消され前記各刑の執行を受けて昭和二十二年五月 四日出所したものであるが、金銭に窮した結果、

- (一) 昭和二十四年一月二十二日頃東京都北区 d 町 e 番地 f アパート内B方から同人所有の女物御召給二枚外衣類四点を、 (二) 同年二月二日栃木県芳賀郡 g 町 h 町 i 番地C方から同人所有の現今千二
- (二) 同年二月二日栃木県芳賀郡g町h町i番地C方から同人所有の現今千二百円黒羅紗二重まわし、黒ラクダ女コート各一枚八型クローム腕時計一個をそれぞれ窃取したものである。

法律に照すと被告人の判示各所為は刑法第二百三十五条に該当し前科があるから 同法第五十六条第五十七条によつて各刑につき累犯の加重を為し以上は刑法第四十 五条前段の併合罪であるから同法第四十七条本文第十条により同法第十四条の制限 に従つて犯情の重い判示(一)の罪の刑に法定の加重をなしその刑期範囲内で被告 人を懲役一年二月に処し同法第二十一条によつて原審における未決勾留日数中三十 日を右本刑に算入すべきものとする。

昭和二十四年三月十八日附起訴状による公訴の提起は前記説明の如く無効であるから刑事訴訟法第三百三十八条四号によつてその公訴を棄却すべきものとする。よって主文の如く判決する。

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 鈴木勇)